

最近世の米墨關係

百武, 常夫

<https://doi.org/10.15017/2339100>

出版情報 : 史淵. 30/31, pp.103-134, 1944-04-10. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

最近世の米墨關係

百 武 常 夫

- 一 ボルフィリオ・デューアス時代
- 二 フランシスコ・マデロ時代及びビクトリアーノ・ウェルタ時代
- 三 ベヌステイアーノ・カルランサ時代
- 四 アルバロ・オブレゴン時代

一

ナポレオン三世の侵入干渉に對抗してマクシミリアンを顛覆することに成功し遂によく墨國の共和政治の基礎を擁護確立したる大統領フアレス Juárez は、その任期中一八七二年七月十八日病死し、大審院長レルド Lerdo は憲法の規定に依り臨時大統領に就任した。

一八七六年十月廿六日の大統領選舉に際してレルドはデューアス Porfirio Diaz と中原の鹿を争つて勝利を得、同年十一月十六日議會は彼の大統領當選を宣言した。(Baneroff, History of Mexico, vol. VI, pp.385-396. Priestley; The Mexican Nation, pp. 369-371) 然るに彼の反對者は、彼の當選を以て詐欺瞞着の手段に依りたるものとして其の無効を宣言し、時の大審院長イグレシアス Iglesias は十月卅一日自ら大統領と稱してグワナフアート市に入り、またデューアス及びゴンザレス Manuel Gonzalez の二將軍も其の革命運動を續けてゐた。デューアス將軍はゴンザレス將軍の來援を得て、レルド派の軍隊を十一月十六日テコアックに破り、レルドはこの一戦に依つて、首

都メキシコ市より驅逐されて、米國ニューヨークに遁れた。(Bareroff; *ibid.*, pp. 425-428. Priestley; *ibid.*, p. 373.)

かくてイグレスシアはその大審院長たるがため憲法の規定する所に依り今や臨時大統領となつたのである。然るに彼はその臨時大統領を宣言する前に、即ち十月にはディアースとの協定を遂げんと努めつゝあつたが未だその成らざるにディアースは首都に入り、イグレスシアと交渉の後、一八七六年十一月廿八日政權を握り、直ちに内閣を組織した。他方イグレスシア自身もなほ憲法上の正當臨時大統領なることを主張してグワナフアートにその政府を樹立した。ディアースはイグレスシアの臨時大統領たることを認めず、兩人の間に武力的對抗を見るに至つたが、イグレスシアはこれに敵し難く、一八七七年一月十三日マンサニリョ港に到着、同十七日サン・フランシスコに上陸した。かくてディアースは一八七七年二月十五日臨時大統領となつた。(Bareroff; *ibid.*, pp. 429-433)

ディアースはこの年より一九一一年に至る間に、一八八〇年より同四年まで四ケ年間、即ちゴンサーレス將軍の大統領任期中を除いて、卅四ケ年間墨國を支配したのである。ディアース政府はその外交關係に非常に成功した。彼は財政上の信用を確立するためには外國資本の必要、殊にその鐵道の敷設、農耕地の開拓、天然資源の開発等のためには外國資本をメキシコに投下せしむる必要を感じ、それを奨励することに決心したのである。(Adams; *History of the Foreign Policy of the U.S.*, p. 200.)

然しディアース政府は外國の承認を得ても、外國資本家はメキシコの内亂の危険を恐れて同國に投資することを好まなかつた。それ故、ディアース政府は外國資本の輸入を圖らんがため、非帝に寛大なる利權その他の資本誘導に役

立つべき條件を提出した。然のみならず、ディーン政府の下にあつて同國は明かに確固たる安定への道を辿りつゝあり、政府の施政も非常に秩序立つて來て、外國資本に對する正當確實なる保護を與へ得ることが明かとなつたので、外國資本の輸入も著しく増加して産業は勃興し、その天然資源は開發され、その國民は職を得、何百万といふ富が生じてこの中の一部は租税として政府に行き、或は賃銀としてメキシコ人の懐に入つた。同時にこの産業の利潤のため、外國の資本貸附は一層増加した。

然るにディーンが採つた方法は、後日の紛糾の原因となつた。ディーンはメキシコに投下さるべき外國資本特に米國資本の誘導に熱心のみならず、鑛山法及び鑛業法を改正した。

抑々、スペインが嘗てメキシコに採り入れたる羅馬法の古き規定の下にあつては、地表の所有者は必ずしも、國家に歸屬して居ると推定されてゐる所の地下の鑛物資源をも所有することはなかつたのである。植民時代に於けるペルー、メキシコの古き鑛山の作業に當つては、征服者達はその謝禮として五分の一の鑛山使用税を内藏寮に納める必要があつたのである。然るにディーンはメキシコに於ける外國資本を一層安全ならしむるために、議會をして法律を改正せしめ、英國の *Common Law* の原則を採用せしめて地表の所有者に對してその地下の採掘し得べき鑛物資源はすべてこれに與へたのである。この有利な法律の下に今や數百萬弗の資本が米國から流入して墨國の金・銀・鉛・銅等を採掘するための労働・機械、就中その廣大なる油田の開發のために支拂はれる様になつたのである。(Adams, *ibid.*, pp. 200-202. Smart: *Latin America and the United States*, pp. 103-104.)

かくて一九一一年に於てメキシコに投下されたる資本は次の如き數字になつてゐる。(S. Nearing y J. Freeman:

Diplomacia del Dolar, p. 103.)

英國……………	三億二千百萬弗	佛蘭西……………	一億四千三百萬弗
米 國……………	十億五千八百萬弗	墨 國……………	七億九千三百萬弗
其 他……………	一億千九百萬弗		

抑々ディーアスが政權を握るに至つた頃のメキシコは、單なる地主で何十萬或は何百萬といふ程の地域を所有し、ここでは Peon (農奴に類する如き日雇労働者) 等が働いてゐるといふ如き一つの封建的國家ともいふべきであつた。

然るに鐵道・鑛業その他の企業に對して利權を興へられたることは、當時最も産業上の發展を遂げつゝあつた同國の北部及び東部に於て新に實業家階級が勃興することに與つて力があつたのである。一九一一年の革命の指揮者たりしマテロ Francisco Madero はこの實業家階級の一員であり、また彼が革命の初期に當つて援助を得たのは矢張りまたこの實業家階級からであつた。これら新興實業家階級と大地主との破裂が如何に避けがたきものなりしにしてもタンピーコ及びトックスパン附近のメキシコ灣沿岸の石油の發見が無かつたならば、それは一時は延期されたかも知れぬのであつた。さて上記の如きディーアスの平和的な秩序ある統治下にあつて米國の資本はメキシコに流入して輸送路を設け、油田を開發して投資家を富ました。上記の如く種々の便宜を政府が興へたがために、人跡未踏の地も米國人の熟練と精力とに依つて通商上の重要地方となり、石油輸送管は數百哩に及び、石油タンク・精練所といふやうな鐵道の終端驛の設備も設けられ、メキシコからニュー・ヨークに至る間には、石油輸送のためにタンク船の航路も特に開かれた。然るにこれらの施設は益々資本を必要としたが、その資本も、石油の需要が益々増加しつゝあり、從

つて、またその利潤も莫大なりしがために、直ちに手に入れられた。(Adams: *ibid.*, pp. 202-203.) かゝる次第でメキシコの石油産額は忽ち激増し、従来石油界にその重要さを認められなかつたメキシコは、十ヶ年内に米國に次ぐ石油の最大産出國となつてしまつた。それ故に一九一〇年に至つては墨國の油田は世界に於て最も豊富な經濟的競争の目的物の一つとなり、従つてまたそれは外交上に於て重要な役割を演ずるに至つた。(Nearing y Freeman, *ibid.*, p. 104.)

抑々米國人 Edward L. Doherty と彼が率ゆる米國資本家団体は、一九〇〇年メキシコのトゥリッの農場 (Hacienda) 二十八萬ヘーカーを買収し、その後これらの人々は其處の隣接地十五萬ヘーカーを獲得し、翌一九〇一年五月十四日始めてエバーノから石油が産出したのである。然し石油業者の大部分はこの新油田の可能性に就き疑を懐いてゐたのであるが、ドヘニは確信と堅忍とを以て遂に成功したのである。一九〇五年から一九一五年に至る間に於ける内燃機關の發達、船舶の汽鐘に燃料油の使用が始まつたことに依り、英國政治家及びその實業家は全世界に亘つて石油埋藏地を探索するに至つた。これに依つて上記の米國人ドヘニの關係會社團は忽ち有力な競争者をもつに至つたのである。然し乍らドヘニは彼のこの重大なる競争者が彼と拮抗せんとするに至つた頃は、既に事實上メキシコの石油市場を支配してゐたのであつた。(Nearing y Freeman; *ibid.*, pp. 104-105)

英人カウドレイ Cowdrey 卿は先に墨國政府の求めに依り濠灣修築のためメキシコに來てゐたが、彼はこの工事の遂行中にメキシコの石油利權に對して興味を持つに至つたのであつた。然るに墨國大統領ディーアスは豫て米人投資家の優勢に對して驚きをもち始めてゐたのであるが、しかも彼はカウドレイと個人的親交ありしがため、彼は英人

カウドレイの勢力を以て米國資本家の支配的勢力を抑へる政策を採らんとして、カウドレイに對して石油利權を與へて英國石油業をメキシコに招致せんと努め始めた。而もカウドレイは英國海軍にその石油の供給を契約してゐたので、メキシコに於けるカウドレイの借地は忽ち廣大となり、米人石油業者の重大な競争者となつたのである。(Mearns & Erdmann ; *ibid.*, pp. 105-106. Adams ; *ibid.*, p. 203) ディーアスが英人カウドレイに對して好意を示したことは、同國に於ける米人石油業者に對して不快と不安の念を起さしむるに至つた。一九一〇年ディーアスが第八回目に大統領に選ばれるや、最早同國に於ける英國石油業者はその凡ゆる競争者に對して決定的に優越なる地位を得るに至る事は確實となつた。さてディーアスは豫てメキシコの産業發展のために勃興したる新しき實業家階級を考慮に入れることをしなかつたのであるが、これら實業家階級に屬するとも見らるべきフランシスコ・マデーロは、一九一〇年の大統領選舉に際してディーアスと争つて空しく落選したので、彼はディーアスの引退と選舉の公平及び新土地法を要求して新に革命に着手し、間もなくその革命は北メキシコ一帯に延びてその勢力は次第に南方に及び、今や如何なる勢力と雖もこれを阻止すること能はざる形勢となつた。この革命の勃發と共に、メキシコに利害關係を有する列國は何れも大いに憂慮し、殊に米國は自國民の生命財産の保護の外に尙、英・佛・西・獨等の諸國と異りてこの叛亂と、モンロー主義との關係及び國境擾亂とに就き多大の不安を感じるに至つたが、特に國境擾亂に就てはそれが甚しかつた。そこで大統領タフト Taft は國境上に二萬の米國軍隊の出動を命じ、ガルヴェストウン Galvestone も一艦隊の配備を爲した。當時これらの軍はメキシコに武力干渉を爲さんとするものなりとの噂が立つたが、國務長官ノックス Knox はこれを否認した。また米軍は事實上、中立を守つた。然し墨國大統領ディーアスは形勢の自己に非となりたるを看取

し、殊に米國の干渉を恐れて一九一一年三月十三日副大統領と共に辭職し、和睦は成立し、*Barra* は臨時大統領となり、*ディーアス*は歐洲へ去つた。かくて同年十月十五日の選舉でマデーロは大統領に、*スワーンズ* *Jose Maria Pino Suarez* は副大統領に選ばれた。(Fish; *American Diplomacy*. pp. 432-433. Moore; *Principles of American Diplomacy*. pp. 215-216. Priestley; *ibid*, pp. 401-403.)

二

今回の革命が勃發してマデーロが政權を獲得するに與つて力あつたものとしては、永き*ディーアス*の政治が續き國民が漸くその施政に倦怠を感じ不滿を有するに至つたこと、新たに勃興して而も尙束縛を受けてゐた實業家階級が貴族の手より權力を奪ふべき機會を窺ひゐたこと、英米二國の石油に對する爭鬪戰等色々あつたであらうが、マデーロの驚くべき金力はまたこれに就いて見通し得ざるものであつた。

マデーロがかくの如き富を何所より手に入れたかといふことに就いては從來非常に論議されて來たのである。彼の家が經濟上非常に裕福であつたことに就いては一般の意見が一致するところであるが、然しマデーロが政權を握つてからマデーロ家から政府へ提出し國庫から支拂つた勘定は七十五万(メキシコ)弗に達したことも事實である。而してこの金額は彼の革命の費用としたものであつた。ワシントンにあつたマデーロ派の代表はこの額を約六十五万弗としてゐる。革命當時この金の一部は米人石油業者の手から來たと公言されたのであつた。而してこの非難は、米國上院の外交委員會に於ても、マデーロに接近してゐた人々に依つて繰り返されたのである。他方、今回の革命期を通じて

マデーロと密接に關係してゐた Jose Yascoselos の如きメキシコ人は、マデーロ派の手には米國の金が這入つてゐないといふことを強く主張する。然し何れが眞實にしても、米國人は革命當時はマデーロに對して非常に好感を有してゐたことは、その英國との利害關係よりしても想像し得られ、且つまたそれは事實であつた。而もまた米國政府が最初にマデーロを承認したと云ふ事實も雄弁に或る事を物語つてゐるのである。(Nearing y Freeman; ibid., pp. 106-108.)

さてマデーロはかくの如く直ちに米國より承認せられたものではあるが、彼は單なる理想主義者、理論家に過ぎなかつた。従つて彼は大統領に就任しても國內の秩序を確立することは出來ず、メキシコは再び革命の荅と化してしまつた。此の形勢を見たる米國政府は一九一一年、米國人の生命財産を危くする如き場所で戦闘を爲さざるやうマデーロに警告し、同時にまた米國はその軍隊の出勤を準備せしめた。然し米國はマデーロ政府を擁護するため、議會の共同決議に依つて、もし大統領がアメリカ大陸の或る國家内に於て、米國より得たる武器その他の軍需品を使用することに依つてその國內の擾亂が助長されてゐると認むる時は、何時たりともこの種のものゝ貿易を禁止し得る權限を大統領に與へたのである。大統領タフトは直ちにこの權限を行使し、メキシコの武器の輸出を禁じたが、而も彼はマデーロ政府が武器その他の軍需品を購入することはこれを免除して、マデーロに對して間接的援助を與へたのである。

米國のかくの如き好意的援助があつたにも拘らず、マデーロ政府の基礎は益々不安固になり、一九一三年二月八日に至つてはマデーロ軍の總司令官たりしウェルタ Victoriano Huerta 將軍が敵軍に走り、先にマデーロに依つて投獄されてゐたレイエス Reyes 及びフェリリス・ディーアス Felix Diaz (前大統領ポルフィリオ・ディーアスの甥)は

釋放せられて叛亂は宣言され、大統領マデロ及び副大統領スワールスは逮捕されてその辭任を強要せられ、數日後には二人とも射殺されてしまつた。かくてマデロ政府は僅かに二ヶ年持續したるのみで顛覆されたのである。同年二月廿七日ウエルタ將軍は臨時大統領に就任した。然しマデロ及びスワールスの殺害に依つて國民の憤激は高まり、直ちにウエルタの臨時政府に對する強き反動が起つた。諸外國も亦ウエルタ政府の承認を躊躇した。就中特に注意すべきは、時のメキシコ駐在米國大使ヘンリ・レイン・ウィルソン Henry Lane Wilson が、メキシコのこれ以上混亂の深みに落ち行くを防止せんがためウエルタ政府の承認をタフト内閣に勸告したるにも拘らず、米國政府はウエルタの承認を延期したことであつた。けだし、米國大統領タフトはその任期が終らんとしつゝあるに當つて新に政策を樹立することに依りその後任者を困惑せしむることを欲せざりしものなりとするステュアートの論もさることながら、吾人は米國の援助し或は好意を示しつゝあつたマデロを倒したるウエルタを承認することを彼が快しとせざりしことが與つて力ありしものと考へる。それは兎も角として米國のウエルタ承認問題は、かくてその儘ウッドロウ・ウィルソン内閣に引き繼がれることとなつたのであつた。ウッドロウ・ウィルソンが大統領に就任するに至つても、メキシコの形勢は事實上變化はなかつた。Coahuila 州のウエルタ政府に對する反對も依然強固であり、コアファイラ州知事ハランサ Venustiano Carranza はウエルタの大統領たることを以て憲法違反なりとして憲法擁護運動を起し、ピリャ Francisco Villa、フアンゴン Alvaro Obregon その他の首領連はこれを支援した。(Nearing y Freeman: *ibid.*, p. 109. Fish: *ibid.*, pp. 483-484. Stuart: *ibid.*, pp. 110-111. Moore: *ibid.*, pp. 216-218)

かくの如く分裂混亂状態のメキシコにあつて政權を掌握してゐたウエルタは、その對外政策としては嘗てディーア

スが採つたそれを踏襲せんとした。而してこの政策の一部として彼は英國のカウドレイ卿のシンヂケート以下同國の石油業者に對して好意を示さんとし、従つてまた米國石油業者と對抗せんとしたのであつた。當時米國はドヘニが述べたところに依り明かなる如く、石油の需要は益々大となりつゝあるに鑑み、世界で而も米國にとり最も重要にして有利なる状態にある墨國に於ける油田に石油供給地を求めて、列強に對抗し得べき通商艦隊の建造を可能ならしめんとしつゝある時であつた。これと同時に英國政府も、メキシコの石油に對する興味を愈々増して來たのである。かゝる次第で一九一三年より翌一四年に至る間といふものは、英米兩國の新聞は大統領ウィルソンと英國外相グレイ伯の外交の背後に於ける石油戰を論じたのである。例へば *London Mail* 紙は、米國の石油はマデロをメキシコ大統領に据え、英國の石油はウェルタの權力を維持してゐると斷言した。即ち今やメキシコの情勢の論議は石油供給の論議となつたのである。

メキシコ大統領ウェルタが英國石油業者に對して好意を有すると信じた米國政府は、ウェルタをメキシコの政權から驅逐せんと目的をいだき、永い間政治的陰謀、財政上の壓迫を爲し、或は道義を説き、最後に武力干涉を爲すに至つたのであつた。ラテンアメリカ諸國も、今やウィルソンに對する期待を裏切られてこれに不安と猜疑の眼を投ずるに至つた。大統領ウィルソンはその就任後一週間、即ち一九一三年三月十一日（この日附を Moore はその著 *Principles of American Diplomacy*, p. 213: に於て十二日とす。然るにムーアのこの著には他にも二三、時日の相違あることありしため、こゝには *Nearing y Freeman*, ibid., p. 112 に依ることとした。）次の如き宣言を爲した。曰く「吾人は自身の個人的利益乃至は野心の増進満足を圖らんがために政權を掌握せんとする如き人々には、同情を

もつことは出来ない。吾人は平和と名譽のために行動し、個人の權利を保護し、憲法の條項が禁止するところを尊重する人々を友人として選ぶ云々」と。(Nearing y Freeman; *ibid.*, pp. 109-112. Moore; *ibid.*, pp. 213-214.)

惟ふに米國は從來、事實上の政府 (*de facto government*) を承認する政策をとつて來たのであるが、ウィルソンは今やこの傳統政策を棄てることを通告したのである。彼は世界の主要諸國が既にウエルタ政府を承認したるにも拘らず、革命に依つて政權を獲得したるウエルタの承認を拒絶したのであつて、彼はそのことに依りアメリカに道德的帝國を樹立した。同時にそれはモンロー主義の擴張であつた。かくて米墨關係に新局面が印づけられて、米國の直接干渉の時期が劃せられたのである。然し乍ら、米國が承認を差控へることに依つてラテンアメリカの政治を統制せんとしつゝあつたこのモンロー主義の道德なるものは、決して絶對的のものでないのであつて、ウエルタ承認に就き紛糾が尙續いてゐる時ペルーに於てはバナビデス Behavides 大佐が同じく革命に依つて權力を確立したのであるが、ウィルソンはこれを承認したのであつた。(Nearing y Freeman; *ibid.*, pp. 112-113.) 即ちウィルソンのこの新しき道德的な政策も甚だ變通自在のものであつた。「自身の個人的利益乃至は野心の増進満足のために」する行爲は承認の妨げとなるが「自國の利益乃至は野心の増進満足のために」は、その政策は時と場合で如何やうにも變へられるのである。

それは兎に角メキシコにあつては、前述の如くウエルタが大統領就任後間もなくしてカルランサ、ピリヤ及びサパッタ等の所謂憲政派 (Constitutionalists) の頑強なる革命運動が起つたのであるが、大統領ウィルソンはこれらの憲政派を援助してウエルタを除かんと決心した。而してこの政策の遂行に便ならしめんがために、彼は先づ駐墨大使へん

リ・レイン・ウィルソンを召還し、その代りに一九一三年八月 John Lind を大統領の私的代表としてメキシコに派遣した。この時大統領ウィルソンがリンドに與へたる訓令は第一、即時戦闘中止、第二、早急且つ自由に大統領選挙を行ふこと、第三、ウェルタはこの選挙に立候補せざることに同意すべきこと、第四、各党派は總てこの選挙の結果を遵守すべきこと、であつた。然しウェルタはかゝる虫のよい提議を容るべき筈はなかつた。即ち彼はこの提議を以てメキシコの事件に對する侮辱的にして且つ不必要なる干渉なりとして拒絶した。かくてリンドの派遣がもたらしたる唯一の結果は、ウェルタ及びその黨派をして米國に對する憎惡を愈々増さしむることに過ぎなかつた。同年十月九日ウェルタが墨國議員百名以上を投獄して議會を「清める」や、ウィルソンはウェルタに對して、やがて施行せらるべき選挙の結果を承認せざるべきことを通告した。米國は既に八月、在墨自國人民に對して同國より引揚を警告し、政府はその出發を援助するため軍艦を派遣し、議會は同目的のために要する經費を別置した。十二月二日大統領は議會に於て、その政策を以て *Watchful Waiting* の政策なりと通知したのである。(Nearing y Freeman; *ibid.*, pp. 112-114. Fish; *ibid.*, pp. 481-485. Moore; *ibid.*, pp. 218-223. Stunart; *ibid.*, pp. 113-114. Priestley; *ibid.*, pp. 421-422.

當時墨國には米國政府の承認したる政府の存在せざりしがため、米國はその人民の生命財産に對して蒙つた損害の賠償又はその返還を要求すべき相手を有しなかつたのである。米國內に於ける侵略主義者及びメキシコに財産上の利害關係を有する人々は、ウィルソンの *Watchful Waiting* の政策を猛烈に攻撃した。彼等は、諸外國はウェルタを承認してゐるが故に、米國と異つた政策を採りはせぬかと懸念した。然しこの懸念の一部は英國 Asquith 首相が爲したる演説に依り無くされ、また他の諸國も米國の政策を尊重すべきことを表明したのであつた。従つてモンロー主

義の侵犯の恐れも無くなつた譯である。それでも英・佛・獨等の艦隊が墨國沿岸にあることは、やがては彼等が自國民の保護のためメキシコに軍隊を上陸せしむること無きやを憂へしめた。そこで上院の外交委員長、ヘイコン Bacon は、前記の諸國がかゝる行動に出づることを認むるも、彼等がその保護の必要ある場合には米國の陸戦隊の上陸を要請することが米國にとり遙かに望ましき旨を述べたのである。(Fish, *ibid.*, pp. 485-486.)

十月廿六日メキシコでは大統領選舉が施行せられた。ウエルタは、彼が候補者たることを欲せずと發表せるにも拘らず臨時大統領として選舉された。然るにこの選舉後間もなく米國國務省はそのウエルタ政府顛覆の意志を發表した。然しウエルタを追出す必要手段の先決問題は、從來ウエルタを承認し陰に陽にこれを支持し來りたる英國をしてウエルタを見捨てしむることであつた。恰も英國外務省は、自國の通商に不利を來さしむるパナマ運河の通過税廢止のため米國と交渉しつゝあつたが、十一月には英國外相グレイ伯の秘書官たりしティレル William Tyrrell が協定を遂げんためにワシントンに來着し、パナマ運河税廢止の代償として英國は、米國がメキシコに於て自由行動をとることを許さんと欲してゐたのである。ティレルはハウス、Horse 大佐の斡旋に依つてウエルソン大統領と會見した。彼はこの會見に依つて米國の對墨政策が公明正大なること、及び英米兩國の感情を一層良好ならしめんがためには、從來メキシコに於て英國石油業者と共に米國石油業者及びこれを後援する米國政府と拮抗してウエルタ政府を支援し來つた駐墨公使カードゥン Cardon をメキシコより引揚げさせる必要ありと信じた。而してパナマ運河通過税問題に就ては米國側に廢止の意志あるも、ウエルソン大統領の對議會關係あるが故にこれに就ては一時沈黙を守ることを以て最善の策なりと考ふるに至つた。かくて彼はウエルソンに對して、英國政府は米國と協調してウエルタ驅逐に努むべしと確言

したのである。その後數ヶ月を経て公使ガードンはブラジルへ轉任を命ぜられたのであつた。

ティレルのこの言葉によつて勢ひづいた米國政府は一層公然と墨國に對して干渉威嚇せんとした。即ち米國政府はウエルタを全く孤立に陥らしめて、外は外國の同情援助を絶ち、内は國民の精神的乃至は物質的信用援助を失はしめて、彼を追出さんとしたのである。それで米國は差當つてメキシコの財政上の封鎖を爲した。そのため一九一四年一月にはウエルタ政府は國家的破産を來して、政府の内外債務の利子はすべて六ヶ月間支拂停止するといふ命令を發するの已むなきに立至つた。當時革命派のカルランサおよびピリヤは公然米國の援助を得て北部地方で勝利を得つゝあつた。それで國務長官ブライアン Bryan は彼等革命派をして武力に依り權力を獲得せしめんがために、米國よりの軍需品の輸出禁止令を解く旨を他國政府に通告した。それは事實一九一四年二月解禁せられてカルランサ等憲政派は米國の援助を得たのであつた。(Nearing y Freeman; *ibid*, pp. 115-119. Priestley; *ibid*, pp. 422-423.)

かくの如き米國の援助乃至は干渉が凡そ一ヶ年ばかり續いて一九一四年四月九日にはタンビーク事件が起つた。米國砲艦の主計官は乗組員と共に糧食を得んがため同地に上陸してウエルタ軍の逮捕するところとなつた。而して岸壁に擊留されたる船艇には船首及び船尾に二流の米國旗が掲揚されてゐたにも拘らず、これに殘留中の二人の米國水兵は上陸を強制された。これを聞いたウエルタ將軍及びウエルタ軍の司令官は遺憾の意を表し、直ちに米國兵の釋放を命じ、また責任上士官を處罰した。この度の墨國兵の暴行に對し米國艦隊司令官メイヨウ Mayo 少將は、メキシコ側に對して廿一發の禮砲の發射を要求した。これに對してウエルタは米艦よりも答禮砲を發射することを條件とした。尙またウエルタ政府は當時米國兵の上陸は種々の點に於て不行届・不法なりし点を指摘し、ウエルタ軍があの場合取つ

た行動は已むを得ざりしことを述べて抗議した。この事件が通常の場合に於てならば、これ程の問題とは成らずに放置されたであらう。が然しそれは米國の素志實現のためには、看過するには餘りにも絶好の機會であつた。換言すれば、この國旗事件及びそれに伴ふ廿一發の禮砲問題は、米國がメキシコに對して積極的に干渉しウェルタの没落の期を早める手段の口實とされたことは甚だ明かである。即ち米國務省は四月十六日メキシコ市に米國新聞記者に非公式で、同時に尙その公表を禁じてこのことを事實承認してゐるのである。即ちタンピーコ事件は全く背後に隠れてゐるのであると聲明し、最近起つたメキシコの大罪を數へ舉げ、その第一は、米國大使館宛の電報をメキシコの海外電報局の檢閲官が抑留遲滞せしめたことであつたが、この事件はワシントンから發せられた公電で指摘されるまでは何事もなかつたのである。他の第二の事件といふのは、これ亦充分世人に知られてゐることである。即ちタンピーコ事件の發生後數日にして、墨國のベラ・クルスに於て米國汽船「ネソータ」號の傳令は、制服を着してベラ・クルスの海岸に向ふ途中逮捕され、一時投獄されたのであつた。然しこの事件はウェルタ政府側の陳謝及び表面その責任者の處罰、次に該傳令を即時釋放することによつて收まりが着いたのであつた。

四月十八日ウェルタ政府及び米國代理大使 Nelson O'Shaughnessy は、これらの小事件が干渉の口實として用ひられんことを防止するために最後の大努力をなしたが、米國國務長官の命に依りこれも水泡に歸した。同じく一九一四年四月十四日ウィルソンは議會に於て今回の事件に就き殊更に虚偽を述べて國民を憤激せしめんと努め、ウェルタ將軍及びその與黨をして、米國の權利と威信とを充分承認させるために必要なだけ米國軍隊を使用する權能の承認を求めた。議員の間にも熱烈に積極的干渉を説く者があつた。然るに、このウィルソンの教書に應じて行動を取る前、

前記の事件とは全く關係なき事件が新に起つたのでウィルソンはベラ・クルスの即事占領を命ずる必要に迫られたのである。即ち四月二十一日未明、ウィルソンは軍需品を積載した獨逸汽船ユピランゴオ號がベラ・クルスに同日午前十時頃着港すべき由を知つたのである。國務長官ブライアン及び海軍長官ダニエルスはウィルソンの秘書官と共にウィルソンの相談に與つた。その結果、同日ベラ・クルスは占領に決し、ウェルタ軍に武器その他の軍需品を供給せんとして來たユピランゴオ號は停船を命ぜられた。米艦は同市を砲撃し、海兵水兵を上陸せしめて税關その他を占領し、激烈なる市街戦で敵味方共に多數の死傷者を出したが、米軍は遂に完全に同地を占領した。(Nearing y Freeman; *ibid.*, pp. 120-127. Priestley; *ibid.*, p. 423. Stuart; *ibid.*, pp. 114-115. Haworth; *The United States in Our Own Times.* pp. 390-391. Moore; *ibid.*, pp. 223-224. Fisher; *ibid.*, p. 489)

然るに、米國がこのベラ・クルス占領によつてカルランサ等の憲政派を援助したにも拘らず、カルランサは米國の今回の行動を以てメキシコの主權の侵害なりとしてウィルソンの私的代表ウイリヤム・ベイヤード・ヘイルに向つてメキシコの國內問題に對しては外國の干渉を許さずといふことを警告したのである。四月二十二日カルランサは米國務省に對してウェルタの個人的行動はメキシコ國民をして米國との不幸な戦争に捲き込むには足らぬのであるが、然し吾人の領土の侵略及び貴國軍隊のベラ・クルス港滞留は自由獨立の主權の實體としての吾人の存在を確定する權利を侵害するものであるが故に、吾人は實に無比の戦争 (*ultima desina*) に引き込まれるであらう云々と警告して、米國が敵對行爲を中止してベラ・クルスよりその軍隊を撤退せしむべきこと、及びタンピコ事件に對する米國側の要求は憲政派政府に提出さるべきことを勧告したのである。米國はカルランサの斯くの如き國家主義的態度を見て、憲政

派がウエルタを支持し舉國一致して當るに至らんことを防止するために及ぶ限りの努力を拂つたが、ワシントンからの特別代表カローサーズは憲政派のピリヤを通じて、國境に於ける米國の大規模の軍事的行動の目的は、全くカルランサ、ピリヤその他彼等の同志の態度如何に依つて決せらるべしと通告して暗にその干渉を以て威嚇した。ピリヤはカルランサの爲したる先きの抗議に對して陳謝した。かくて米國は今やメキシコの事件には強權によつて統制するため自由行動を取り得るかの觀があつた。(Nearing y Freeman; ibid, pp. 128-1-9)

ウエルタ政府は米國がベラ・クルスを占領したことによつてその翌日即ち二十二日米國との國交を斷絶し、米國代理大使 O'Shoughnessy は旅券を交附された。兩國間の戦争は既に切迫した。

抑々ラテンアメリカ諸國は何れも米國の武力干渉に對しては共通的に恐怖を感じてゐるのであるが、南米所謂 A、B、C 三國即ちアルゼンチン、ブラジル、チリーはこの米墨間の急迫した事態を見て調停を提議し、戦争を未然に防止せんとした。この提議は米國の容るゝ所となつた。ウエルタ將軍も今や殆んどその財源の道が絶へ、且つカルランサ・ピリヤ等の革命軍が引き續き成功しつゝあつた事を苦にしてゐたので、この提議を拒絶すべくもなかつた。五月二十日、A、B、C 三國の提議によつて會議はナイヤガラの瀑布で開かれた。メキシコの革命派及びウエルタ派の外にスペイン系亞米利加九箇國が此處に招請された。カルランサ派は今回の提議は唯その原則に於てのみ應諾し、その代表は六月に到着した。而してその代表はこの會議の參加者といふよりは寧ろオブザーヴァーの役割を爲したのみである。會議は戦争を防止せんがため關係者のすべてが受容し得る如き臨時大統領を見付けようとしたが、カルランサ派は正式にこの討議に参加することを拒絶したので、それは不成功に終つた。けだしカルランサはメキシコの内政問題

に對する干渉と思はれるこの提議を憤つたのである。この會議の討議は六週間續いたが、何等實質的結果をもたらずともなく、米國の對メキシコ政策に對する南米諸國の恐怖を多少緩和したにすぎなかつた。

ナイヤガラの會議がかくの如くして徒らに遷延してゐる間に、米國軍隊は依然としてウエルタ派の戰略上の根據地たるバラ・クルスの占領を續けてをり、五月十三日即ちこの會議の開會一週間前にはカルランサ、ビリヤの憲政軍はタンピーコを占領し、こゝから彼等は武器彈藥を米國方面より受取つてゐたのである。憲政軍が米國の援助などのため次第に勢力を加へて南下進出するや、ウエルタ將軍は早晚危険がその身邊に迫つたことを看取し、七月十五日（一九一四年）辭職して政權をカルバハール Francisco F. Carbajal に譲り、獨船に投乗して政洲へ亡命した。ウエルタはその後凡そ二箇年にして政洲より米國に來たが、米國の中立法を犯して、テクサスに於てカルランサの政權に對する軍事的活動を煽動せんとして米國政府に逮捕せられ、その後病氣を以て餘命幾許もなきことが明らかとなつたので釋放されたが間もなく同年死亡した。（Moore; *ibid.*, pp. 224-225. Priestley; *ibid.*, pp. 424-425. Haworth; *ibid.*, p. 391.

Nearing y Freeman; *ibid.*, pp. 129-131. Smart; *ibid.*, p. 115)

三

前述の如く、ビクトリアーノ・ウエルタは、一九一四年七月十五日大統領を辭し、政權はカルバハールの手に渡されたが、カルバハールの支配も、米國國務長官ブライアンの強制的勸告に依つて政權をベヌステイアーノ・カルランサに讓つて豫定の如く終りを告げ、カルランサ軍を指揮するアルバロ・オブレゴン將軍はウエルタの逃亡後一箇月も

經過せざる内に、首都メキシコ市に入った。然るに従來カルランサと共にウェルタ軍に對抗して憲法擁護運動に盡して來たビリヤ及びサバータの兩將軍は共に一は北方に於て他は南方に於てカルランサに對して叛旗を翻した。その他アンヘルス Felipe Angeles プランコ Blanco 及びタイトレーナ Maytorena 等もカルランサに矛を向くるに至つた。

カルランサは自ら大統領に指名されんがためにメキシコ市に會議を開くべく各將を招請したが、反對派はビリヤの支配地域内にあるアグナス・カリエンテスに會議の場所を變更するやうに皆く取り計らつた。そこでは當然反カルランサ派が優勢を示した。この會議では政權は臨時委員會に委任すべしとの提議が出たが、カルランサは自分が大統領たるべき主張を譲らなかつた。かくて兩者の間に衝突を來した。ビリヤ及びサバータ派の分遺隊は首都メキシコ市を占領し、グティエレス Enrique Guibierrez を以て彼等の臨時大統領に据へた。茲に於てカルランサは已むなくベラクルスに退却して此處を彼が勢力を盛り返すまでの首都とした。その後首都メキシコ市はカルランサ軍と叛軍との間に幾度も占領奪還が続けられたが、一九一五年七月十日に至つて遂にカルランサは此處に歸還することが出來た。

メキシコの状態はかくの如くしてその混亂は何時鎮まるべしとも見えず、米國人を初め外國人の損害を蒙ることも甚だしかつたが、ビリヤが一九一五年四月セライア及びレオンの附近に於て、カルランサの部將オブレゴン將軍のために、決定的敗北を蒙るや、米國大統領ウィルソンはメキシコの各首領に對して、彼等が自國を疲弊困憊より救はんがために協同せんことを勸告した。彼はまた「米國は自國のためにメキシコの國內事件を解決せんとは希望せず、またさうする權利も主張しない。が然し米國は無關心にこれを傍觀することは出來ないのである。若しメキシコの首領達はその争を止めざるに於ては、米國は止むなくメキシコをしてそれ自身及びその人民を救濟せしめんがためにこれ

を援助する手段を用ひざるを得ざるべし」と聲明した。

然しながらメキシコ國の狀態は依然として改善せられなかつた。茲に於て米國はラテンアメリカ六箇國、即ちアルゼンチン、ブラヂル、チリー、ボリヴィア、ガテマラ及びウルグアイ諸國の代表と商議して解決方法を發見せんとした。同年八月十一日米國及び上記の諸國の代表が署名したる共同通牒はカルランサ及びビリヤに發せられた。それは彼等に臨時政府の樹立と總選舉の施行を勸告するものであつた。ビリヤは直ちにそれを受諾したが、カルランサは外國の内政問題に對する干涉なりとしてこれを拒絶した。然しカルランサ派はメキシコ領土の七十五パーセントを支配して居り、而もカルランサ政府は在墨外國人の生命財産を尊重し革命によりて蒙らせられたる損害問題も解決すべき誓言を與へた。九月には上記の亞米利加諸國は爾後三週間を経てその間最も完全に秩序を維持することの出來た黨派に承認を與へることに一致したが、同じく一九一五年十月十九日に至つてこれらの諸國はカルランサを以てメキシコ事實上の大統領として承認を與へたのである。(Moore; *ibid.*, pp. 225-227. Haworth; *ibid.*, p. 391. Priestley; *ibid.*, pp. 429-432. Stuart; *ibid.*, pp. 116-117)

これは明かにカルランサの勝利である。ビリヤは大いに憤激して米國に對する報復を誓つた。一九一六年一月十日、カルランサ政府から交附された旅券を所持する米國人はサンタ・イサベルに於てビリヤの部下によつて汽車より引下されて銃殺された。次いで三月九日ビリヤは米國內のニュー・メキシコ州の小都邑コロンプスを襲撃して十七名の米國兵及び市民を殺害し、その他數名を傷害した。茲に於て米國政府はバーシング將軍に命じて國境を越へてビリヤを追撃しこれを逮捕せしめんとした。然るに大統領ウィルソンはメキシコの主權を保護するために米國軍がメキシコの鐵道を

利用することを禁じたので米國は適當な輸送機關その他の必要準備がなく機を逸して仕舞つたのである。

一九一六年三月十五日バーシングの率ゆる六千の米國軍は國境を横切つてメキシコ内に侵入した。メキシコはこれを以て主權の侵害なりとして憤慨した。カルランサは厭や厭や乍らも米國の出兵に制限的同意を與へてゐたが、間もなくこれに反對し始めた。カルランサの部將トレビノ Jacinto Trevino は六月若しバーシングがこの上其の軍隊を南方へか東方へか或はまた西方へ移動せしむれば彼等はこれを攻撃すべき旨を聲明し、大統領ウィルソンはさすがにこれ以上我慢する能はず直ちに民兵十五万を武装せしめて國境へ送つた。國務長官ランシングは同年六月二十日米國軍隊はメキシコ當局が無力なるため止むなくその義務を果す爲にメキシコに殘留してゐることを明かにし、以てメキシコ政府が爲したる五月二十二日の抗議に對する回答とした。かくてメキシコ政府の要求したる米國軍隊の即時撤退は受諾されなかつた。然るにこの通牒の發せられたる翌日、即ち六月二十一日カルリサールに於て米國軍隊が攻撃され、米國側には死者約二十名を出し十七名捕虜にせられたことによつて兩國の關係は緊張した。米國政府は自國民のメキシコ引揚げを命じ、米國軍隊は國境に集中せられ、戰爭は愈々避け得られぬ如く見えた。

米國政府は捕虜の即時釋放と墨國政府の目的の聲明書を要求した。カルランサは自己の地位に愈々危険の迫れるを感じて捕虜を直ちに釋放せしめた。茲に於て最後の危機は避けられたが、尙解決のための努力は續けられた。カルランサ政府はスペイン及び羅典亞米利加諸國の調停には應ずる用意あることを提議した。それで米國は事件解決のため兩國よりそれぞれ三名の委員を以てする共同委員會を提議し、メキシコ側はこれを受諾した。委員會は九月六日ニューヨークに於て開會した。その後幾度も休會して、十一月二十四日までこれは續いて遂に議定書が調印され、四十日

間に再び米國內に侵入することがなければ同期間にパーシング將軍の率ゆる米國軍は撤退すべきこと及び米國は自國領土内に侵入したる匪徒を逮捕するために軍隊をメキシコ領土内に派遣し得る權利を保留することを規定した。而して損害賠償の要求及び經濟的發展の計畫に就ては將來新たに交渉を開くこととした。

カルランサ政府はこの議定書の批准を拒んだ。然し米國は同國側の委員の勸告に従つてその軍隊の撤退を命じ、一九一七年一月五日に至つて全くメキシコより引揚げた。一九一七年一月二日にはフレッチャー Henry P. Fletcher は駐墨米國大使に任命せられて茲に兩國の外交關係は復活した。ビリヤは遂に逮捕せられずに終つた。カルランサは米國を充分いぢめ抜いて一層その勢威を加へた。然しウィルソンは當時歐洲に於ては例の大戦により墨國に於ける以上に米國軍隊及びその資金を必要としてゐる時に當つて米墨國の戰爭を防止し得たことについては満足すべきであつた。

(Priestley: *ibid.*, pp. 432-434. Hawthorth: *ibid.*, pp. 393-394. Moore: *ibid.*, pp. 227-238. Scharf: *ibid.*, pp. 118-119)

かかる間にカルランサ大統領は信用の恢復、産業界不振の救済、國內反對派の壓服等の對内政策を實行せんと努力しつゝあつた。しかし彼に先んじたメキシコの各政府は巨額の紙幣を濫發してゐたためメキシコ國の財政状態は非常に困難な問題となつてゐた。紙幣問題はそれに伴つて多くの弊害をもたらしたがため、遂に一九一六年十月カルランサ政府は貸金給料はすべて金貨或は銀貨然らずんば金貨本位に準據した紙幣を以て支拂ふべしと布告すべき命令を決定した。かくの如き方法に依つてその通貨政策は良好な成績を擧げ、一ヶ月を経過せざるに、政府は紙幣支拂の停止令を發布し、凡ゆる金融關係を金貨本位に確立することが出来たのである。次に、カルランサ大統領の施政中で最も重要な事件は一九一七年の憲法の採用發布であつた。(Scharf: *ibid.*, pp. 119-120)

前大統領ウエルタが英國政府及び同國石油業者の支援を得てゐたことは我々が既に見た通りであるが、カルンサはこのウエルタの手からメキシコの政權を奪ふに當つては、米國政府及び同國石油業者より積極的に援助されたことも亦、既述した通りである。然しそこには、大統領ウィルソンもまた同國石油業者ドヘニにしても尙ほ了解してゐなかつたと思はれるところの一つの要因があつた。即ちそれはメキシコの革命である。この革命の初の形勢は單に自己の個人的權勢を増大扶植せんことを目標とする首領達の間の争闘にすぎぬかのように見えた。然るにカルンサがその舞台に現はれる頃に至つては、この革命は全く異なる形相を呈するに至つたのである。換言すればそれはもはやカルンサ對ウエルタの問題ではなくして實にカルンサ、サパータ、ビリヤその他の土地改革論者對ウエルタ、地主、聯邦軍及びこの聯邦政府の機關の全部の問題であつた。

カルンサは彼自身では土地所有者であつた。然し彼は土地改革の標語を採用したのであつた。革命を支持した Peon (技術熟練を要しない仕事に従事する労働者、支那で云へば苦力に類する日雇労働者にして、大農場等にある彼ら是一種の農奴に類する。然し Peon は必ずしも農場労働者に限らず、或る場合はそれは我國の土方、工夫に類する仕事に従事するが、社會的には日本に於けるそれよりも地位低し)階級は、土地と平和とを欲したのであつた。而してカルンサ等の率ゐた憲政派はこの二つとも約束したのであつた。それ故に一九一四年に至つては墨國民衆の關する限りに於てはこの革命はもはや個人的乃至政治的たる性質を失つて、社會革命の段階に入つたのである。

斯くの如き経緯を以て一八五七年の憲法の代りに一九一七年の新憲法を採用するために憲法制定會議が一九一六年十一月にケレタロに召集され、翌一九一七年二月五日新憲法が發布され、同年五月一日より效力を生ずる旨布告され

た。この憲法の注目すべき点は教會、土地及び天然資源の所有權、勞働保護及び社會の福利等の諸問題に關する細密にして而も急激な條項規定であつた。就中外國投資の立場から見て最も重要なる條項は土地及び地下の天然資源の所有權に關するものであつた。

同憲法第二十七條は土地及び水の所有權は本來國家に歸屬するものであつて、國家はその所有權を個人に移讓する權利を有すると規定し、尙又、同條は土地、水、及びそれらの附屬物に於ける所有權を取得し、或はメキシコ共和國に於ける鑛山、水、或は鑛物燃料を開發する權利を獲得すべき權利を有するものは、唯出生及び歸化によるメキシコ人及びメキシコ人會社に限ると規定し、次にまた、國家（メキシコ）は、若し外國人が、外務省に、財産に關してはメキシコ人と看做されること、従つてまた違反した場合には、斯くして得たる財産を國家に沒收すべき刑罰に附せられんとする時、同一財産に關して自國政府の保護を求めざるべきことを契約するに於ては（國家は）同一の權利を外國人に對しても與ふることが出来ると規定し、次にまた、國境より百籽及び海岸より五十籽の地帯内に於ては外國人は如何なる條件の下にも土地及び水の直接所有權を取得する能はずとした。然るにこの條項の規定は、特に石油を産出する所有地といふものゝ殆んどすべてが五十籽の地帯内にあるといふことを考慮するならば、それは殆んど外國人がメキシコの石油資源を開發することを全く禁止するものなることが加られるのである。而も同條には國家は何時たりとも公共の利益のため必要なりと考へる場合には個人の財産に對して制限を加へる權利及び天然資源の開發利用を制限（調整）する權利を有すると規定してある。（Sutart, *ibid.*, pp. 120-122. Nearing y Freeman, *ibid.*, pp. 134-

土地の所有權が國家にありとするこの原則を銀、銅、金及び石油に適用するといふことはメキシコに於ける外人投資家を驚愕せしめた。抽象的にはメキシコ國民は主權を有するが、實際上はメキシコの實質上の資源といふものは、外國資本家特に米國人が所有してゐるのである。それ故カルランサ政府がこの憲法第二十七條の通過を企てるや、米國國務長官ランシングは、當時この憲法制定會議地たるケレタロにあつた米國利害關係代表たるパーカーに通告して抗議した。ランシングはこの通牒で該條項は事實上沒收的なりといふことを指適し、その修正を勸告したのであつた。この通告の外に米國は、第一にこの憲法制定會議の第二十七條通過に對し、第二にはカルランサ政府の諸條項の實施に對して連續的に反對を通告した。かくてこの條項はカルランサ政府今後の外交上の争点となつたのである。

一九一八年二月十九日カルランサ政府は第二十七條の下に石油稅附加稅賦課法を發布した。米國政府及び同國石油業者はそれに對して四月二日付でその法令を以て合法的に獲得したる米國人の財産權の違反、若しくは侵害なりとして抗議したがそれは墨國政府の意圖には殆んど何等の效果も及ぼさなかつた。一九一八年八月十二日國務長官は該法令が米國人の權利財産に影響を及ぼすべきその規定目的並びに結果を米國政府が調査し考慮するため、その實施を延期せんことをカルランサ政府に求めたが、カルランサはその施行はこれ以上延期を許さずと回答し、なほ諸法令は墨國政府の財政上の立法の一部であるが故に斯くの如きものは外交上の合法的問題に非ずといふことに就き米國國務省の注意を促した。同月十七日メキシコの外相代理は、獨立國家 (sovereign state, estado soberano) はづいれも自國の財政政策を決定する權利を有すること、及びこの財政政策にして或る特殊的國家の人民に差別を設くるものに非ざる限り、それは外交上の問題とはならずと指摘した。尙又何國の國民と雖どもその投資した國家の法律を遵守すべきこ

とを予期すべきであつて、この問題に於けるメキシコ政府の判斷條件といふものは國際法上別に新しき事件には非ずして唯強大なる政府が弱國との關係に於て屢々忘れたところの國家の平等といふことを適用せるに過ぎずと述べた。

斯の如くして米國國務省は率直にメキシコに於ける同國石油業者、廣くは自國投資家を擁護しつゝあつたのである。而も米國の通牒抗議は石油税、或は石油その物を中心としてゐたのに反して、メキシコ側はこの憲法の規定に準據して課税する權利を主張したのである。而してここに注意すべきは、この憲法及びそれに附隨して發せられたる諸法令に反對してメキシコ政府と争つたのは單に米國政府にとどまらずして、同國石油業者も直接これに與つてゐたことは、石油業者ドヘニの證言によつて明かである、即ち彼等米人石油業會社は墨國の法令に従ふことを拒絶したのみならず、墨國政府の顛覆を圖つてゐたのである、而してその攻撃は三つの方面からなされた。即ち第一は、墨國の油田地方に於ける反革命に對する資金の調達であり、ニューヨーク・トリビュンからメキシコ時局の真相調査のため派遣されたるベッカーに依れば米國人の油田地方には所謂油田の主として米國石油生産者達に雇はれてゐるペラーエス *Po-ters* なる者ありて、メキシコ政府に對して反抗してゐた。ペラーエスは一九一七年の憲法の發布頃これに反對して編成したと思はれる若干の軍隊を以て凡そ二ケ年間メキシコの大部分を所有してゐた。而して米人石油業者は彼が彼等に好意を有するが故に彼(ペラーエス)をしてカルランサに代らしめて墨國大統領たらしめんと欲してゐたのであつた。一九一九年九月十一日米國上院でドヘニが爲した證言は彼等石油業者が毎年數千万弗をこのペラーエスの私有軍隊維持のために支拂つてゐたのである。石油業者のメキシコ政府に對する第二の反撃方法は、米國內に於けるメキシコ政府攻撃非難の輿論喚起であつた。ボストンの著名なる銀行家にして同地の聯合慈善院長たるモノアスの言に依れば、彼

等石油會社は在墨米國人の權利保護國民協會 (The National Association for the Protection of American Rights in Mexico) を組織し、ニューヨークその他數箇所に新聞部 (Press bureau) を設けてこのメキシコ政府に對する攻撃を煽らんと努めたのであつた、而してこの新聞部長は、驚く勿れ二万弗の俸給を貰つてゐたのである。次に彼等の第三の方法として、當時バリーで開かれてゐた講和會議に對し石油業者の代表を通じて、列國がメキシコの、新に創設せられんとしつゝあつた國際聯盟加入を拒絶すべく正式に要求したのである。(Nearing y Freeman: *ibid.*, pp. 135-140; *Senart: ibid.*, pp. 125-127)

然るに米國では、上院で議員フォール Fall を委員長とするメキシコ問題調査のための小委員會 (Sub-Committee) が開かれてゐる間にメキシコに於ては新に革命が勃發して大統領カルランサは失脚し遂に殺害されるに至つたのである。

四

抑々メキシコの憲法は、大統領の任期を四ケ年とし、而もその再選を許さぬこととなつてゐる。(憲法第八十三條に規定せり)。従つてカルランサ大統領は彼の綱領を繼續遂行し行くべき人を常選せしめんと希望したのであつた。然るに次期大統領の最も有力なる候補者たるアルバロ・オブレゴン Alvaro Obregon 將軍及びにパブロ、ゴンサーレス Pablo Gonzalez 將軍はこの種の人ではなかつた。それでカルランサは駐米大使イグナシオ・ボニリヤスに白羽の矢を立てた。然しこの事はカルランサにとつては致命的な錯誤であつた。蓋し一九一四年七月カルランサがウエルタ驅逐に成功して政權を收めて間もなく同じく憲政派たる ビリヤ及びサバータ將軍等が才を逆にしてカルランサをしてベラ・クルス

に難を避くるの餘儀なきに至らしめた當時よりカランサを支援し、ピリヤ・サバータ軍から首都メキシコを奪還し得せしめ遂にカランサの權力を確立したのは主としてオブレゴン將軍に負ふところ多かつたのは我々の既に述べたところである。而して今やこのオブレゴンの立候補にカランサは反對したのである。斯くてボニリヤスを自己の後任たらしめんとするカランサはオブレゴンと争ふこととなつたのである。カランサの没落を速めたものには、その外交關係特に米國との關係及び内政上幾多の事件があつたであらうが、要するに彼自身の個人的態度が與る所が一層大であつた。(Priestley; *ibid.*, pp. 443-444. Stuart; *ibid.*, pp. 127-128)

カランサが擁立せんと欲するボニリヤスは、カランサの最初の宣言に現はるる「將來公權を軍隊主腦者の競争の目的物」たらしめざるがため、また「權方の移讓は常に平和的に而も民主的方法によつて實行」すべき政治上の慣例を設くるために、大統領たるに適當なりとしても彼ボニリヤスは永く國外にあつたことによつて彼は不利な地位に立たせられた。

オブレゴンは今回の選舉が若し公平に施行せられざるに於ては、彼は革命に著手すべきことを述べてゐた。大統領カランサも、この選舉に對して政府は何等干渉せざるべきことを言明してゐたのであつた。然るにカランサの女婿カンデイド・アグニラルがボニリヤスの味方を爲すに至るや、政府の干渉が考慮せらるゝに至つたのである。かくてオブレゴン及び彼と共に立候補中のゴンサーレス兩將軍等の唯一の當選の望は絶たれて残れる方法は唯革命であつた。一九二〇年四月二十三日オブレゴン將軍は他の數名と共に地方ソノラ州に叛亂を起した。彼は所謂 *Agua Prieta* の計畫を發表してカランサの引退を要求した。この計畫はまた一九一七年の憲法はメキシコ共和國の基礎法として維持

べきこと、及び人民並に外國人及び彼等の法律上の權利の行使はすべて保護すべきことを布告したのであつた。

この革命は非常に急速に國內に擴がつたが、特にアルバード、ゴンサーレス及びバラエス諸將軍がオブレゴンを支持するのやうになつてからは、それが愈々勢を得た。また先きに立候補したゴンサーレス將軍はオブレゴンを有利ならしめんがため、候補者たることを撤回した。斯く如きの形勢を以て五月上旬に至つて大統領カランサは首都より逃亡する餘儀なきに至つた。オブレゴンは五月八日何等の抵抗をも受くることなしに首都メキシコ市に入つたが、彼はカランサを逮捕せんがため遊撃隊を派遣した。然しそれと同時に彼はカランサにその身体の安全を保證して降服を促し、決してカランサの身に危害を加へざるやうにと反復して命令した。カランサはベラ・クルスに向け退去の途ブエアラ州に於て五月十八日の夜僅かばかりの従者と就寢中その護衛者と覺しき者に銃殺された。この間にメキシコ議會はアドルフ・デオラ・ウエルタ Adolfo de la Huerta を臨時大統領に選び、ウエルタはカランサの任期残存中即ち一九二〇年十一月末日まで政權を握つた。(Priestley: *ibid.* pp. 449-451. Smart: *ibid.* pp. 128-129)

ウエルタは國內を平安にするために、七月に施行せらるべき管の大統領選舉を九月まで延期した。蓋し、先きにオブレゴンの立場を有利ならしめんがために立候補を斷念したるゴンサーレス將軍は再び革命に著手したのである。然しメキシコもさすがに戰亂に倦み疲れてゐたのでこの叛亂も直ちに鎮定された。その後ピリャも叛亂を起したが、政府は彼の部下には廣大の土地を興へピリャ自身にも廣大なる地所を興へ、而も政府の費用を以て五十人の従者を抱へて置く特權を與へることを條件として、ピリャは武器を收めることの妥協が出来た。ウエルタ臨時大統領の下に一九二〇年五月には國會議員の選舉が行はれ、同九月には大統領の選舉が施行せられた。然し既に大概の州知事及び都市當局

者はオブレゴン派を以て更迭されてゐたので、選挙は至極平穩裡に施行せられて、オブレゴンは大統領に當選した。

議會は兩院共にオブレゴンの率ゆる自田憲政黨が支配權を握つてゐた。(Priestley, *ibid.*, p. 453; *Sumner, ibid.*, 129)

オブレゴンは一九二〇年十二月一日就任した。日本、ブラジル、和蘭、獨逸は彼の政府を同十二月承認した。然るに米國にあつては大統領ウィルソンの任期が間もなく切れんとしつゝあつたので、このオブレゴン政府承認問題は後繼内閣に譲ることとなつた。大統領オブレゴンは翌年(一九二一年)二月七日特別議會を召集した。彼はそこで爲したる演説の中で近代的銀行制度を設定すべき立法、人民の土地回復を奨励すべき土地政策の確立、並に憲法第二十七條を國家の石油資源に適用したことから發する問題の解決、といふ如きものの必要を力説したのであつた。オブレゴンは忽ちにして、メキシコに於ける平和と秩序とを確立した。彼の米國投資家達に對する態度は、メキシコ國家の權利を維持することには斷乎として當つたが、正當に得られたる權利は飽くまでも公平にこれを尊重せんとした。然しウィルソンの後に米國大統領となりたるハーディングは、或る種の豫備問題が解決するまでは、この承認問題の考慮を拒絶したのであつた。

ハーディング内閣の内務長官の椅子を勧めらるる直前、上院議員フォールはこれらの問題を次の如く述べてゐる。第一、後日正式條約に入れ込まるべき協定即ち墨國に於て米人及び米人財産が蒙りたる損害を確かめ、懸案中の境界問題を解決するために委員を任命すべき保證をなしたる文書に調印すること。第二、憲法第二十七條及びこの條項の下に發せられたる諸法律は合法的に得られたる米國人の財産權を奪ふために實施さるべからざること。第三、將來メキシコに於ける米國人及びその財産權を保護することを保證すべきこと。

一九二六年六月七日米國國務長官ヒューズは彼の政策を發表して曰く、

「根本問題は要するに、沒收に對する米國人の財産權の保證である。この問題は一九一七年に發布されたるメキシコ憲法に於ける規定があるが故に、甚だ重要なものである。若しもこの憲法の規定が溯及効力を與へられんか、米國人の財産の沒收せらるるところは甚しきものである。而してそれは實に最も重大な國際的非法行爲である。従つて米國政府は斯くの如きことが行はれるに於ては、それを容認することは出來ないのである。若しも斯くの如き非法行爲を犯す意圖がなく、また一九一七年の憲法は權利を沒收する如く解釋することを許され若くは強制されないならば、墨國政府は、適當な形式に於て保證してその事を明かにすべきである云々。」

米國政府はその後一九二二年七月に至つても、この政策に變更を加へなかつた。その間に、兩國の間の非公式の會商は開かれてゐたが、墨國大統領オブレゴンは墨國憲法に規定されたる礦物に關する條項を以て非溯及的となすことに斷乎として拒絶した。而して彼はメキシコ大審院の溯及効力ありとしたる判決を以て米國人の利益を擁護せんとするものなりとした。而して尙ほ彼オブレゴンは自分の政府は他の点に於ては米國政府が承認したる他の政府以上に財産上の利害問題を嚴重に保證してゐるが故に、米墨兩國は間もなく正式に交友關係を結ぶに至るべき或る種の解決方法が發見せらるべきことを信じて居ると述べたのである。(Stuart, *ibid.*, pp. 129-131) かくて兩國の協定が出來て何時承認問題が解決するかの望みもなかつたが、そのうちオブレゴンの政治は着々として成功し、國內は平靜に、産業は復活し、國民も政府を信頼すること從來になき有様であつた。米國の輿論もオブレゴン承認に傾いて來た。オブレゴンが米國の承認を望むのは勿論である。茲に於て兩國は一九二三年五月會議を開くことに一致した。この會議に

於ては損害賠償、公債償還、農地の問題もあつたが、主要点は矢張り油田問題にあつた。同年八月兩國はこの會議の兩國委員の提出したる報告並びに勸告に基き外交關係を回復するに至つた。

メキシコに於ては、その後先に臨時大統領たりしアドルフ・デ・ラ・ウエルタがオブレゴンの次期大統領たらんとし、てカリエス Calles と争つたが、大統領オブレゴンがカリエス（彼の下に内相たりし人）を當選せしめんと欲するや、彼は愈々オブレゴン政府に對して革命に著手した。兩軍は矢張り米國との關係を考慮に入れざるを得なかつた。米國はオブレゴンを援助してアドルフ・デ・ラ・ウエルタは遂に失脚し、これによつてカリエスが大統領に就任した。しかし彼の治世となつても、米墨兩國外交の中心をなすものは一九一七年發布の憲法に發したる石油法、土地法等の諸法令、或はその施行法である。